

2012年度

測量業者総合補償制度

1 測量士職業賠償責任保険

2 建設コンサルタント・
地質調査業務賠償責任保険

3 測量機器損害保険(動産総合保険)

2012年度

測量業者総合補償制度



1測量士職業賠償責任保険 **2**建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険
業務遂行上の過誤による人身・物損事故にもとづく法律上の損害賠償責任を補償

3測量機器損害保険
機器の損害を総合的に補償

測量業者総合補償制度は、それぞれ東京海上日動火災保険株式会社の測量士職業賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款+測量士職業危険特別約款)・建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款+建設コンサルタント業務・地質調査業務特別約款)・測量機器損害保険(動産総合保険)で引き受けさせていただいております。

測量業者総合補償制度

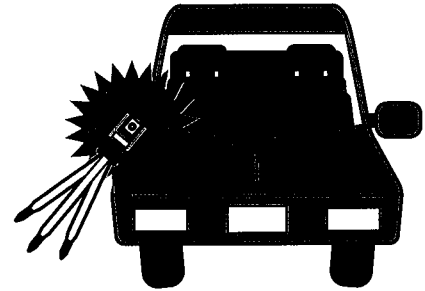
現在ご加入の皆様へ

現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、すぐにご連絡ください。過去の保険金のお支払い状況によって、ご更新いただけないことや、保険料の引き上げや支払限度額(タイプ)の引き下げでのご更新となることがあります。予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

1 測量士職業賠償責任保険

測量業務での万一の賠償請求に備えて

| | |
|----------------|-----|
| 補償の内容 | P.2 |
| 補償の対象となる測量業務 | P.2 |
| 支払限度額 | P.3 |
| 縮小支払割合 | P.3 |
| 掛金(保険料)算出方法 | P.4 |
| 年間掛金(保険料)早見表 | P.4 |
| 補償の対象とならない主な場合 | P.4 |



2 建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険

建設コンサルタント・地質調査業務での万一の賠償請求に備えて

| | |
|----------------|-----|
| 補償の内容 | P.5 |
| 補償の対象となる業務 | P.5 |
| 補償の対象となる期間 | P.6 |
| 支払限度額 | P.6 |
| 掛金(保険料)算出方法 | P.7 |
| 月掛金(保険料)早見表 | P.8 |
| 補償の対象とならない主な場合 | P.8 |



3 測量機器損害保険(動産総合保険)

測量機器の不測の事故損害に備えて

| | |
|----------------|------|
| 保険の対象となるもの | P.9 |
| 補償の内容 | P.9 |
| ご契約金額(保険金額) | P.10 |
| 掛金(保険料)算出方法 | P.10 |
| 補償の対象とならない主な場合 | P.10 |



この制度について

| | |
|--------------|------|
| Q&A | P.11 |
| 制度に関するその他の情報 | P.12 |

各種保険のお申し込み方法については裏表紙をご確認ください。

1 測量士職業賠償責任保険

補償の内容

被保険者またはその業務補助者が日本国内で行った測量業務に起因した不測の事故について被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

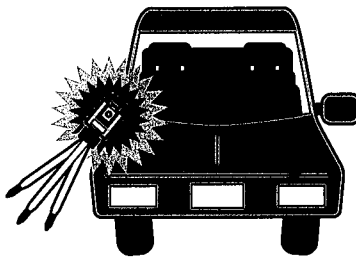
例えば、次のような事故が対象となります。

測量業務中の人身事故



- 測量中に機器が倒れ、通行人にケガをさせた。

測量業務中の物損事故



- 測量中に駐車中の自動車をキズつけてしまった。
- 杭打ちにより誤って水道管や下水道管を壊した。
- 測量の際、伐採してはならない苗木を伐採してしまった。

測量結果の誤りによる財産上の損害



- 測量が誤っていたためにそれに基づいての建築にやり直しが発生し、費用を賠償した。
- 測量の際、ポイントをつけ間違えたため、調整工事が必要となり費用を賠償した。

名誉き損による損害

被保険者が他人に対し、名誉き損に起因する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

注)本保険は、**保険期間中**に日本国内において被保険者(測量業者)が損害賠償請求を受けた場合をお支払いの対象とします。

お支払いする保険金

- ①損害賠償金(注)賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。
- ②損害賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用(注)予め引受保険会社の同意が必要です。
- ③求償権の保全・行使等のために支出した必要または有益な費用および損害の防止・軽減に必要・有益な費用(注)予め引受保険会社の同意が必要です。
- ④賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ⑤引受保険会社の要求に伴う協力費用

保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、その損害額に90%(縮小支払割合)を乗じた額をご加入されたタイプの支払限度額を限度に保険金としてお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

補償の対象となる「測量業務」(日本国内で行う業務に限ります。)

具体的には、(1)基本測量(測量法第4条)、(2)公共測量(測量法第5条)、(3)基本測量法における全ての「測量業務」……………測量および公共測量以外の測量(測量法第6条)、(4)局地的測量または高度の精度を必要としない測量(測量法施行令第1条)です。

過去の保険事故例

| | | |
|-------|---|--|
| 支払保険金 | 約 7,000 万円 | 道路建設工事の起工測量の際、基準点からの位置出しを誤ったためボックスカルバートのセンターラインが数度ずれて完成してしまっ。ボックスカルバートの移動費用を建設業者から賠償請求された。 |
| 支払保険金 | 約 5,000 万円 <small>〈Aタイプ限度額〉 損害額約5,100万円</small> | トンネル掘削に際し、測量値と計画高で標高がずれ、誤った測量値のまま施工業者が掘削を着工、掘り進んだところで、測量値が誤っていることが判明し、測量業者の過失部分として再工事の費用が発生した。 |
| 支払保険金 | 約 4,000 万円 | 墨出し工事に不備があり、躯体施工時の基準レベルと内部仕上げ工事の基準レベルに誤差が生じ、躯体ハツリ作業等が必要となった。 |
| 支払保険金 | 約 1,700 万円 | 高速道路高架橋の橋脚部基礎位置の測量に不備があり、誤った寸法に基づいて施工されたフーチングなどに手直しが必要となった。 |
| 支払保険金 | 約 950 万円 | 高架橋基礎墨出し作業の測量ミスにより、基礎の解体、再設置費用が必要となった。 |
| 支払保険金 | 約 940 万円 | 水準測量の際、標高の計算を間違えて提出したため、下水道FRP管などのやり直しが必要となった。 |
| 支払保険金 | 約 890 万円 | 排水マスの管底高・管径を測定する工作物調査の際、凍結したコンクリート蓋を開閉する目的でガスバーナーを使用して解凍する作業を行ったところ、作業終了後約1時間を経過後に発火し、住宅に燃え移り焼損を与えたもの。 |
| 支払保険金 | 約 550 万円 | 測量基準点の位置変更したにも関わらず、設計図面に当初の設計値を使用。L字型ブロックの設置のやり直しが必要となった。 |
| 支払保険金 | 約 500 万円 <small>〈Xタイプ限度額〉 損害額約1,100万円</small> | 新設水路の測量をする際、基点を誤った為に1mずらして測量図を作成してしまっ。その測量図に従って水路を設置し始めたが、途中ズレがあることが発覚し建設会社より再設置費用を請求された。 |
| 支払保険金 | 約 500 万円 | 農地等災害復旧事業において査定設計作成業務を崖上で作業中、被保険者社員が第三者に接触した。この第三者は崖から転落し、重篤な後遺障害を負った。 |
| 支払保険金 | 約 500 万円 | 測量業務中、控え杭設置の際、現場障害物を避けて、図面より600mmずらして杭を設置したが、図面を修正しなかったために、この控え杭を元に業務委託者がずれた位置に基礎杭を設置、再設置の費用が発生した。 |
| 支払保険金 | 約 320 万円 | マンション事業用地における現況・真北・高低測量に関し、設定入力誤りがあり、この成果を元に設計が行われたため、設計変更が必要となった。 |

支払限度額

1請求および保険期間中の支払限度額は以下の6タイプをご用意いたしました。

※過去の保険金のお支払い状況によって、ご更新いただけないことや、保険料の引き上げやタイプの引き下げでのご更新となることがあります。

| タイプ | X | Y | Z | A | B | C |
|-------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|
| 支払限度額 | 500 万円 | 1,000 万円 | 3,000 万円 | 5,000 万円 | 1 億円 | 3 億円 |

縮小支払割合

損害賠償金に係る支払保険金額は、損害認定額に90%を乗じた額となります。

お支払い例 (Bタイプ、支払限度額1億円に加入の場合)

トンネル測量の結果誤りにより、再工事費用が発生し、損害賠償金としての損害認定額が5,000万円となった。

保険金お支払い額 ▶ $5,000\text{万円} \times 90\% = 4,500\text{万円}$

自己負担額 ▶ $5,000\text{万円} - 4,500\text{万円} = 500\text{万円}$

(※)争訟費用等の各種費用は別途お支払いいたします。

1 測量士職業賠償責任保険 ※「掛金」とは保険料+制度運営費をいいます。掛金のうち、98.5%は保険料、1.5%は制度運営費となりますので、ご注意ください。

掛金算出方法(年払)

年間の測量業務の前年売上高(税込み)を基礎として、下記の算式にしたがって掛金を算出してください。
 ※加入依頼書記載の「保険料算出基礎数字(売上高)について」にご同意の上、お申込み願います。

▼()内に年間測量業務の売上高(税込み)を入れて計算してください。

| 年間売上高のランク | 測量業務の前年売上高(税込み) |
|------------------|----------------------------|
| 1000万円未満 | 9.3 × (万円) |
| 1000万円以上5000万円未満 | 4.9 × (万円) + 4,400 |
| 5000万円以上1億円未満 | 3.4 × (万円) + 11,900 |
| 1億円以上5億円未満 | 3.0 × (万円) + 15,900 |
| 5億円以上10億円未満 | 2.3 × (万円) + 50,900 |
| 10億円以上50億円未満 | 1.6 × (万円) + 120,900 |

▼補償タイプの係数をかけてください。

| 補償タイプ | 係数 |
|------------|------|
| X (500万円) | 0.90 |
| Y (1000万円) | 1.21 |
| Z (3000万円) | 1.93 |
| A (5000万円) | 2.39 |
| B (1億円) | 3.20 |
| C (3億円) | 5.10 |

▼1円単位を四捨五入し、10円単位としてください。

=

| |
|---------------|
| 年間掛金 円 |
|---------------|

※1. 年間測量業務の売上高について測量業務の他に設計・調査・施工管理等を兼営されている場合は、総年間売上高からそれらの業務の売上高を控除し、測量業務の売上高のみを掛金算出の基礎数字としてください。

※2. 下請負人の業務について
 ① 下請負人を共同被保険者とする場合は当該業務の売上高を含めて掛金を算出してください。下請負人の業務が売上高に含まれていない場合、下請負人が負担する賠償責任については保険金が支払われません。尚、下請負人の一部を対象とする事はできません。
 ② 事故発生時には下請負人の売上高が「掛金算出時の年間業務売上高」に含まれていることが確認できる資料のご提出をお願い致します。
 ③ 売上高に含まれていても加入依頼書に記載がなければ保険金は支払われませんのでご注意ください。

計算例 年間測量業務の売上高5,855万円の会社が、Bタイプに加入した場合
 $(3.4 \times 5,855 + 11,900) \times 3.20 = 101,782.4 \rightarrow 101,780$ 円

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間中の売上高変更による精算は行いません。
 ご加入に際しては、保険料基礎数字を確認できる公表資料・客観的資料(事業報告書、決算書、労働保険・確定保険料申告書等)をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、取扱代理店もしくは引受保険会社にご相談ください。

年間掛金早見表

下記の早見表を参考としてください。

| タイプ | X | Y | Z | A | B | C |
|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 500円 | 4,190円 | 5,630円 | 8,970円 | 11,110円 | 14,880円 | 23,720円 |
| 600 | 5,020 | 6,750 | 10,770 | 13,340 | 17,860 | 28,460 |
| 700 | 5,860 | 7,880 | 12,560 | 15,560 | 20,830 | 33,200 |
| 800 | 6,700 | 9,000 | 14,360 | 17,780 | 23,810 | 37,940 |
| 900 | 7,530 | 10,130 | 16,150 | 20,000 | 26,780 | 42,690 |
| 1,000 | 8,370 | 11,250 | 17,950 | 22,230 | 29,760 | 47,430 |
| 1,500 | 10,580 | 14,220 | 22,680 | 28,080 | 37,600 | 59,930 |
| 2,000 | 12,780 | 17,180 | 27,410 | 33,940 | 45,440 | 72,420 |
| 2,500 | 14,990 | 20,150 | 32,130 | 39,790 | 53,280 | 84,920 |
| 3,000 | 17,190 | 23,110 | 36,860 | 45,650 | 61,120 | 97,410 |
| 3,500 | 19,400 | 26,080 | 41,590 | 51,500 | 68,960 | 109,910 |
| 4,000 | 21,600 | 29,040 | 46,320 | 57,360 | 76,800 | 122,400 |
| 4,500 | 23,810 | 32,000 | 51,050 | 63,220 | 84,640 | 134,900 |
| 5,000 | 26,010 | 34,970 | 55,780 | 69,070 | 92,480 | 147,390 |
| 5,500 | 27,540 | 37,030 | 59,060 | 73,130 | 97,920 | 156,060 |
| 6,000 | 29,070 | 39,080 | 62,340 | 77,200 | 103,360 | 164,730 |
| 6,500 | 30,600 | 41,140 | 65,620 | 81,260 | 108,800 | 173,400 |
| 7,000 | 32,130 | 43,200 | 68,900 | 85,320 | 114,240 | 182,070 |
| 7,500 | 33,660 | 45,250 | 72,180 | 89,390 | 119,680 | 190,740 |
| 8,000 | 35,190 | 47,310 | 75,460 | 93,450 | 125,120 | 199,410 |
| 8,500 | 36,720 | 49,370 | 78,740 | 97,510 | 130,560 | 208,080 |
| 9,000 | 38,250 | 51,430 | 82,030 | 101,580 | 136,000 | 216,750 |
| 9,500 | 39,780 | 53,480 | 85,310 | 105,640 | 141,440 | 225,420 |
| 10,000 | 41,310 | 55,540 | 88,590 | 109,700 | 146,880 | 234,090 |

| タイプ | X | Y | Z | A | B | C |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|-----------|
| 11,000円 | 44,010円 | 59,170円 | 94,380円 | 116,870円 | 156,480円 | 249,390円 |
| 12,000 | 46,710 | 62,800 | 100,170 | 124,040 | 166,080 | 264,690 |
| 13,000 | 49,410 | 66,430 | 105,960 | 131,210 | 175,680 | 279,990 |
| 14,000 | 52,110 | 70,060 | 111,750 | 138,380 | 185,280 | 295,290 |
| 15,000 | 54,810 | 73,690 | 117,540 | 145,550 | 194,880 | 310,590 |
| 16,000 | 57,510 | 77,320 | 123,330 | 152,720 | 204,480 | 325,890 |
| 17,000 | 60,210 | 80,950 | 129,120 | 159,890 | 214,080 | 341,190 |
| 18,000 | 62,910 | 84,580 | 134,910 | 167,060 | 223,680 | 356,490 |
| 19,000 | 65,610 | 88,210 | 140,700 | 174,230 | 233,280 | 371,790 |
| 20,000 | 68,310 | 91,840 | 146,490 | 181,400 | 242,880 | 387,090 |
| 22,000 | 73,710 | 99,100 | 158,070 | 195,740 | 262,080 | 417,690 |
| 24,000 | 79,110 | 106,360 | 169,650 | 210,080 | 281,280 | 448,290 |
| 26,000 | 84,510 | 113,620 | 181,230 | 224,420 | 300,480 | 478,890 |
| 28,000 | 89,910 | 120,880 | 192,810 | 238,760 | 319,680 | 509,490 |
| 30,000 | 95,310 | 128,140 | 204,390 | 253,100 | 338,880 | 540,090 |
| 35,000 | 108,810 | 146,290 | 233,340 | 288,950 | 386,880 | 616,590 |
| 40,000 | 122,310 | 164,440 | 262,290 | 324,800 | 434,880 | 693,090 |
| 45,000 | 135,810 | 182,590 | 291,240 | 360,650 | 482,880 | 769,590 |
| 50,000 | 149,310 | 200,740 | 320,190 | 396,500 | 530,880 | 846,090 |
| 60,000 | 170,010 | 228,570 | 364,580 | 451,470 | 604,480 | 963,390 |
| 70,000 | 190,710 | 256,400 | 408,970 | 506,440 | 678,080 | 1,080,690 |
| 80,000 | 211,410 | 284,230 | 453,360 | 561,410 | 751,680 | 1,197,990 |
| 90,000 | 232,110 | 312,060 | 497,750 | 616,380 | 825,280 | 1,315,290 |

補償の対象とならない主な場合

以下のような事由に起因する損害については、補償の対象とはなりません。

- ① 業務の結果自体の不具合の改善、補修等^(注1)
- ② 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ③ 故意または重大過失により法令に違反して行われた測量業務に起因する損害
- ④ 測量業務またはその結果を使用する工事の履行不能または履行遅滞
- ⑤ 被保険者またはその業務の補助者の犯罪行為もしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら行なった行為
- ⑥ 被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊、紛失、盗取、詐取、使用不能に起因する損害^(注2)
- ⑦ 自動車事故による賠償責任
- ⑧ 保険期間開始前に発生した事由により損害賠償請求がなされるおそれがあることを、保険ご加入時に知っていた場合等

(注1) 測量の不具合のやりなおし費用等は対象となりません。

(注2) 自己の所有物の修理・買換費用および他人からの預り品・リース品を損壊等させたことによって生じる賠償責任

ご注意

土地家屋調査士業務を兼営されている場合

測量士の資格を有しかつ、営業登録を行なっている場合、測量士の資格で行う測量は、「土地家屋調査士職業賠償責任保険」では対象とはなりませんので、必ずこの「測量士職業賠償責任保険」にもご加入ください。

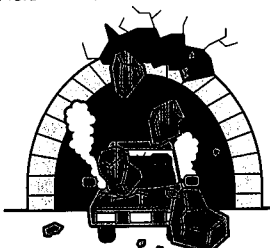
2 建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険

「公共土木設計業務等標準委託契約約款」が策定されたことにもない、建設コンサルタント・地質調査業務に基づき施工された土木構造物に「かし」が発見された場合、受注者は一定の条件のもとにかし担保責任を負うことが明確になりました。そこで測量設計業者で土木設計・地質調査業務を兼業されている会員の皆様に、「建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険」をおすすめいたします。

補償の内容

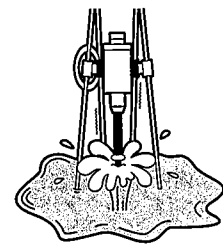
被保険者または業務補助者が行った建設コンサルタント・地質調査業務(以下、この保険において「業務」といいます。)の遂行に起因して、日本国内で発生した次の①～④の事故について、損害賠償を請求された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。また、公共土木設計業務等標準委託契約約款第40条(かし担保)に定めるかしの修補責任および同28条(第三者に及ぼした損害)に定める損害賠償責任についても対象となります。
 ①他人の身体障害 ②他人の財物損壊 ③設計図書に定められた条件から明らかに逸脱した内容の業務の成果物または地質・土質の調査結果の誤りを原因とする土木構造物の瑕疵(損壊が生じている場合を除く) ④土木構造物の工事に関する書面(被保険者・業務補助者が作成したものを除く)の瑕疵であって、地質・土質の調査結果の誤りによって生じたもの
 例えば、次のような事故が対象となります。

建設コンサルタント、地質調査業務の過誤による人身事故




- 地質調査業務に過誤があり、その結果コンクリートの吹き付けが不十分となったトンネルが突然落盤し、トンネル内を通行していた自動車が埋まり、運転者が死亡した。

建設コンサルタント、地質調査業務の過誤による物損事故



- 地質調査時に誤ってボーリング機械で地下に埋設されていた配水管を破損させてしまったため、配水管の修理費用を請求された。

建設コンサルタント、地質調査業務の過誤による土木構造物の損壊や使用不能となった場合の損害



- 建設コンサルタント業務に過誤があり、高速道路脇の擁壁が崩壊し、補修工事が必要となった。
- 橋梁設計において、座標設定の過誤により橋台位置が適正でなかったために工事続行が不能となり、施工業者からやり直し工事の費用を請求された。

注) 本保険は、保険期間中に日本国内において被保険者(建設コンサルタント業者・地質調査業者)が損害賠償請求を受けた場合をお支払いの対象とします。詳しくは次ページ「補償の対象となる期間」をご覧ください。

お支払いする
保険金

- ① 損害賠償金(標準契約約款第40条(かし担保)の規定に基づく土木建造物のかしの修補(修理、改善等)のために被保険者が負担する費用を含みます。)(注) 賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。
- ② 損害賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用(注) 予め引受保険会社の同意が必要です。
- ③ 求償権の保全・行使等のために支出した必要または有益な費用および損害の防止・軽減に必要・有益な費用(注) 予め引受保険会社の同意が必要です。
- ④ 賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ⑤ 引受保険会社の要求に伴う協力費用

保険金の
お支払い方法

上記①の損害賠償金については、その損害額をご加入されたタイプの支払限度額を限度に保険金としてお支払いします。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

補償の対象となる業務(日本国内で行う以下業務に限ります。)

- 建設コンサルタント・地質調査業務
- (1) 土木構造物の工事に関する図面または仕様書の作成
 - (2) 土木構造物の工事に関する設計または監理
 - (3) (1)または(2)の仕事のために必要な地質または土質の調査
 - (4) (1)から(3)までの仕事に付随する業務。ただし、測量を除きます。

補償の対象となる期間

この保険は、被保険者に対し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限り損害が補償されますが、初年度加入日より前に着手していた業務に起因する損害については下記①②の条件をいずれも満たす必要があります。

- ① 初年度加入日から遡って1年以内に着手した業務であること
- ② 初年度加入日以降に成果物の引渡しが行われた業務であること

ご注意

本保険は更新して加入いただかないと、保険金が支払われないケースが発生しますのでご注意ください。



過去の保険事故例

| | | |
|-------|--------|---|
| 支払保険金 | 約700万円 | 橋の耐震補強の際に、橋脚の設計計算を誤り、アンカーボルト追加や補強材の取付などの手直しが生じた。 |
| 支払保険金 | 約640万円 | 土木設計業務：ダム工事の湖岸管理用道路建設に伴い、法面の安定を図るため、ロックボルトの打設工事の設計を請け負ったが、コンクリートフレームにつき施工後、鉄筋の数量が不足していることが判明し、既にフレーム施工済みであったため、鉄筋不足分を増アンカーで対応することが必要となった。 |
| 支払保険金 | 約630万円 | 土木設計業務・かしの修補：2年前に設計した川荒廃砂防工事の床固工本堤にクラックが発生していることが判明。調査の結果、当時安定計算を行わず、工事の目的を達成していないとされ、補強対策工事を命じられたもの。 |
| 支払保険金 | 約600万円 | ため池改修実施設計業務を請け負う。この設計に基づいて工事を施工したが、コンクリート擁壁の一部の鉄筋量が不足していることが判明。補強が必要となった。 |
| 支払保険金 | 約420万円 | 排水溝の設計に際し、図面への数値記入ミスがあったため段差のない緩やかな斜面となるべき箇所に段差が生じやり直し工事が必要となった。 |
| 支払保険金 | 約300万円 | 土木設計業務・かしの修補：用水路設計業務を受託したが、分水口吐水樹の設計にミスがあり沈下が生じた為、後日補修工事をする必要が生じた。 |
| 支払保険金 | 約170万円 | 雨水幹線管渠工事において雨水BOX詳細設計のミスにより条件の異なるBOXが施工されてしまいやり直し工事費用が必要となった。 |
| 支払保険金 | 約160万円 | 地質調査業務：地盤確認のため機械ボーリングを実施中にNTTのケーブルボックスの一部を破損した。 |
| 支払保険金 | 約150万円 | 地質調査業務：岩石試験における試験結果につき、転記ミスをしたことにより、橋梁下部構造の設計に必要な基礎地盤の強度算定に誤りが生じた。転記ミスが判明した時点で橋梁下部構造の設計を終了していたため、再設計の費用が発生した。 |
| 支払保険金 | 約120万円 | 土木設計業務：グラウンドの設計及び施工管理を請け負ったが、バックネット設計について所定の基準と異なった設計をし設置したため、改修費用が発生した。 |
| 支払保険金 | 約90万円 | 土木設計業務：組立農道橋工事の仕様が途中で変更したにもかかわらず、概略設計図をそのまま流用したため、農道橋の橋台幅が落橋防止基準に合致しないことが判明し、橋台の位置を内側に200mm移動する修正工事が必要となった。 |

支払限度額

1請求および保険期間中の支払限度額は以下の6タイプご用意しました。

| タイプ | X | Y | Z | A | B | C |
|-------|-------|---------|---------|---------|-----|-----|
| 支払限度額 | 500万円 | 1,000万円 | 3,000万円 | 5,000万円 | 1億円 | 3億円 |

掛金算出方法(月払)

※「掛金」とは保険料+制度運営費をいいます。掛金のうち、98.5%は保険料、1.5%は制度運営費となりますので、ご注意ください。

年間の建設コンサルタント業務(土木設計業務)、地質調査業務の前年売上高(税込み)を基礎として、下記の算式にしたがって掛金を算出してください。

※下請負人の業務について

- ①下請負人を共同被保険者とする場合はその業務の売上高を含めて、掛金を算出してください。下請負人の業務が売上高に含まれていない場合、下請負人が負担する賠償責任については保険金が支払われません。尚、下請負人の一部を対象とする事はできません。
- ②事故発生時には下請負人の売上高が「掛金算出時の年間業務売上高」に含まれていることが確認できる資料のご提出をお願い致します。
- ③売上高に含まれていても加入依頼書に記載がなければ保険金は支払われませんのでご注意ください。

▼()内に年間建コン業務・地質調査業務の売上高(税込み)を入れて計算してください。

| 年間売上高のランク | 建コン業務・地質調査業務の前年売上高(税込み) |
|------------------|-------------------------|
| 1000万円未満 | 9.3 × ()万円 |
| 1000万円以上5000万円未満 | 4.9 × ()万円 + 4,400 |
| 5000万円以上1億円未満 | 3.4 × ()万円 + 11,900 |
| 1億円以上5億円未満 | 3.0 × ()万円 + 15,900 |
| 5億円以上10億円未満 | 2.3 × ()万円 + 50,900 |
| 10億円以上50億円未満 | 1.6 × ()万円 + 120,900 |

×

| 補償タイプ | 係数 | |
|------------|-------|-------|
| | 建コン | 地質 |
| X (500万円) | 4.01 | 2.21 |
| Y (1000万円) | 5.02 | 2.76 |
| Z (3000万円) | 7.77 | 4.28 |
| A (5000万円) | 9.58 | 5.27 |
| B (1億円) | 12.64 | 6.96 |
| C (3億円) | 19.67 | 10.82 |

÷ 12ヶ月 =

▼計算途中で四捨五入せず最後に1円単位を四捨五入し、10円単位としてください。

月額掛金 円

※加入依頼書記載の「保険料算出基礎数字(売上高)について」にご同意の上、お申込み願います。



- 1 建設コンサルタント(土木設計業務)前年売上高6,220万円の会社が、Bタイプに加入した場合

$$((3.4 \times 6,220 + 11,900) \times 12.64) \div 12ヶ月 = 34,810.56 \rightarrow 34,810円$$

年間掛金 最後に1円単位を四捨五入し、10円単位としてください。
- 2 地質調査業務前年売上高3,878万円の会社が、Bタイプに加入した場合

$$((4.9 \times 3,878 + 4,400) \times 6.96) \div 12ヶ月 = 13,573.276 \rightarrow 13,570円$$

年間掛金 最後に1円単位を四捨五入し、10円単位としてください。

ご注意 建設コンサルタント・地質調査業務を兼営されている場合の掛金算出方法

掛金は2つの業務の加重平均となります。下記の算式にしたがって掛金を算出してください。

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|-------|---|--------------------|---|-------|---|------------------------|---|------------------------|
| ①建設コンサルタント業務前年売上高 万円 | X | 4.01 | + | ②地質調査業務前年売上高 万円 | X | 2.21 | ÷ | 前年売上高合計 (①+②) 万円 | = | 加重平均係数 (小数点第3位四捨五入) |
| | Y | 5.02 | | | Y | 2.76 | | | | |
| | Z | 7.77 | | | Z | 4.28 | | | | |
| | A | 9.58 | | | A | 5.27 | | | | |
| | B | 12.64 | | | B | 6.96 | | | | |
| | C | 19.67 | | | C | 10.82 | | | | |

↓

| 年間売上高のランク | 建コン業務・地質調査業務の前年売上高合計(①+②) |
|------------------|---------------------------|
| 1000万円未満 | 9.3 × ()万円 |
| 1000万円以上5000万円未満 | 4.9 × ()万円 + 4,400 |
| 5000万円以上1億円未満 | 3.4 × ()万円 + 11,900 |
| 1億円以上5億円未満 | 3.0 × ()万円 + 15,900 |
| 5億円以上10億円未満 | 2.3 × ()万円 + 50,900 |
| 10億円以上50億円未満 | 1.6 × ()万円 + 120,900 |

×

加重平均係数

÷ 12ヶ月

▼計算途中で四捨五入せず最後に1円単位を四捨五入し、10円単位としてください。

月額掛金 円



- 建設コンサルタント業務前年売上高6,220万円・地質調査業務前年売上高3,878万円(合計前年売上高1億98万円)の会社がBタイプに加入した場合
- $$(6,220 \times 12.64 + 3,878 \times 6.96) \div 10,098 = 10.458... \rightarrow 10.46$$
- $$((3.0 \times 10,098 + 15,900) \times 10.46) \div 12ヶ月 = 40,265.77 \rightarrow 40,270円$$
- 年間掛金 最後に1円単位を四捨五入し、10円単位としてください。

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間中の売上高変更による精算は行いません。ご加入に際しては、保険料基礎数字を確認できる公表資料・客観的資料(事業報告書、決算書、労働保険・確定保険料申告書等)をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、取扱代理店もしくは引受保険会社にご相談ください。

2 建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険

月額掛金早見表 下記の早見表を参考としてください。

| タイプ 年間 売上高 | 建設コンサルタント業務 | | | | | |
|------------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | X | Y | Z | A | B | C |
| 1,000円 | 3,110円 | 3,890円 | 6,020円 | 7,420円 | 9,800円 | 15,240円 |
| 2,000 | 4,750 | 5,940 | 9,190 | 11,340 | 14,960 | 23,280 |
| 3,000 | 6,380 | 7,990 | 12,370 | 15,250 | 20,120 | 31,310 |
| 4,000 | 8,020 | 10,040 | 15,540 | 19,160 | 25,280 | 39,340 |
| 5,000 | 9,660 | 12,090 | 18,710 | 23,070 | 30,440 | 47,370 |
| 6,000 | 10,790 | 13,510 | 20,910 | 25,790 | 34,020 | 52,950 |
| 7,000 | 11,930 | 14,930 | 23,120 | 28,500 | 37,600 | 58,520 |
| 8,000 | 13,070 | 16,360 | 25,320 | 31,210 | 41,190 | 64,090 |
| 9,000 | 14,200 | 17,780 | 27,520 | 33,930 | 44,770 | 69,660 |
| 10,000 | 15,340 | 19,200 | 29,720 | 36,640 | 48,350 | 75,240 |
| 20,000 | 25,360 | 31,750 | 49,150 | 60,590 | 79,950 | 124,410 |
| 30,000 | 35,390 | 44,300 | 68,570 | 84,540 | 111,550 | 173,590 |
| 40,000 | 45,410 | 56,850 | 88,000 | 108,490 | 143,150 | 222,760 |
| 50,000 | 55,440 | 69,400 | 107,420 | 132,440 | 174,750 | 271,940 |
| 60,000 | 63,120 | 79,020 | 122,310 | 150,810 | 198,970 | 309,640 |
| 70,000 | 70,810 | 88,640 | 137,210 | 169,170 | 223,200 | 347,340 |
| 80,000 | 78,500 | 98,270 | 152,100 | 187,530 | 247,430 | 385,040 |
| 90,000 | 86,180 | 107,890 | 166,990 | 205,890 | 271,650 | 422,740 |
| 100,000 | 93,870 | 117,510 | 181,880 | 224,250 | 295,880 | 460,440 |

| タイプ 年間 売上高 | 地質調査業務 | | | | | |
|------------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | X | Y | Z | A | B | C |
| 1,000円 | 1,710円 | 2,140円 | 3,320円 | 4,080円 | 5,390円 | 8,390円 |
| 2,000 | 2,620 | 3,270 | 5,060 | 6,240 | 8,240 | 12,800 |
| 3,000 | 3,520 | 4,390 | 6,810 | 8,390 | 11,080 | 17,220 |
| 4,000 | 4,420 | 5,520 | 8,560 | 10,540 | 13,920 | 21,640 |
| 5,000 | 5,320 | 6,650 | 10,310 | 12,690 | 16,760 | 26,060 |
| 6,000 | 5,950 | 7,430 | 11,520 | 14,190 | 18,730 | 29,120 |
| 7,000 | 6,570 | 8,210 | 12,730 | 15,680 | 20,710 | 32,190 |
| 8,000 | 7,200 | 8,990 | 13,950 | 17,170 | 22,680 | 35,260 |
| 9,000 | 7,830 | 9,780 | 15,160 | 18,660 | 24,650 | 38,320 |
| 10,000 | 8,450 | 10,560 | 16,370 | 20,160 | 26,620 | 41,390 |
| 20,000 | 13,980 | 17,460 | 27,070 | 33,330 | 44,020 | 68,440 |
| 30,000 | 19,500 | 24,360 | 37,770 | 46,510 | 61,420 | 95,490 |
| 40,000 | 25,030 | 31,260 | 48,470 | 59,680 | 78,820 | 122,540 |
| 50,000 | 30,550 | 38,160 | 59,170 | 72,860 | 96,220 | 149,590 |
| 60,000 | 34,790 | 43,450 | 67,370 | 82,960 | 109,560 | 170,320 |
| 70,000 | 39,020 | 48,740 | 75,580 | 93,060 | 122,900 | 191,060 |
| 80,000 | 43,260 | 54,030 | 83,780 | 103,160 | 136,240 | 211,800 |
| 90,000 | 47,500 | 59,320 | 91,980 | 113,260 | 149,580 | 232,540 |
| 100,000 | 51,730 | 64,610 | 100,190 | 123,360 | 162,920 | 253,280 |

補償の対象とならない主な場合

以下のような損害賠償責任を負担することによって被る損害については、補償の対象となりません。

- (1) 台風または集中豪雨
- (2) 地震、噴火、洪水、津波、高潮、台風または集中豪雨の発生を契機として新たに発見された土木構造物の瑕疵
- (3) 被保険者またはその業務の補助者が行う次の測量の遂行またはその結果
 - ① 測量法第4条に規定する基本測量
 - ② 測量法第5条に規定する公共測量
 - ③ 測量法第6条に規定する基本測量および公共測量以外の測量
 - ④ 測量法施行令第1条に規定する局地的測量または高度の精度を必要としない測量
- (4) 業務の成果物の改善もしくは再作成または業務もしくは工事の履行不能もしくは履行遅滞
- (5) 日照もしくは眺望の阻害、騒音、振動もしくはちり・ほこり、または土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、水温変化もしくは電波障害
- (6) 被保険者の業務のための施設・設備の所有、使用または管理
- (7) 航空機、自動車、原動機付自転車、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または船舶の所有、使用または管理
- (8) 被保険者もしくはその業務の補助者による犯罪行為(ただし、過失犯を除きます。)、または被保険者または業務補助者が法令に違反しもしくは他人に損害を与えることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為
- (9) 予算額を上回って発生した土木構造物の建設費等の費用(事故によるものを含みません。)
- (10) 業務に関する報酬の一部もしくは全部の返還または違約金の支払に起因する損害
- (11) 土木構造物にあたるもの《建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物、土木構造物に含めないものとして保険証券に記載されたもの》に対する業務による損害 等

2 建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険

3 測量機器損害保険(動産総合保険)

※協定保険価額特約付帯

※縮小支払特約付帯

※水中・水上使用危険不担保特約付帯等

保険の対象となるもの

測量機器(トータルステーション、トランシット等)。

ノート型パソコン等(可動型電子機器)は保険の対象とすることはできません。

保険の対象とする測量機器は、型式・製品番号により加入依頼書にて個々に特定してください。

補償の内容

貴社所有の、業務のため使用する測量機器を対象とし、補償の対象とならないとしている損害を除き保険期間中に日本国内で不測かつ突発的な事故によってその物に直接生じた損害を補償します(使用中、輸送中、保管中のいずれも補償の対象となります)。ただし、貴社が受託している他人の測量機器は対象とすることはできません。



不測かつ突発的な事故には次のようなものが含まれます。

- | | | |
|-------------|---------------------------------------|-------|
| ①火災 | ⑦煙害 | ⑬騒じょう |
| ②盗難 | ⑧航空機の墜落・接触 | ⑭労働争議 |
| ③破損(取扱不注意) | ⑨車両の衝突・接触 | ⑮いたずら |
| ④破裂・爆発 | ⑩橋・建物などの崩壊 | |
| ⑤落雷 | ⑪輸送中の事故(輸送用具の脱線・転覆・衝突) | |
| ⑥風災・ひょう災・雪災 | ⑫給排水管事故による水ぬれ (水災及び水中・水上の事故は対象外です) | 等 |

注意 保険金請求にあたっては事故の状況(いつ、どこで、どのように、損害が起きたか)をご報告いただきます。

過去の保険事故例

支払保険金 約140万円

河川の流川河床変動測量の横断方向杭設置中、中心点への光波測距儀据付の際、足をすべらせ機器が落下。破損した。

支払保険金 約70万円

道路にて現況測量を行っている時、境界杭を確認するため、光波から離れている時、通行車両が三脚にあたって転倒・破損した。

ご契約金額(保険金額)

ご契約金額(保険金額)は測量機器の時価額とし、次のようにお決めください。

$$\text{時価額}^{*1} = \text{購入金額} \times \text{新価指数}(1.0)^{*2} \times 1 - (20\% \times \text{経過年数})$$

*1 同等の物を新たに購入するのに必要な金額から経過年数に応じた減価分を控除した額。

*2 購入時からの価格の変動を考慮して係数を乗じます。最近の価格動向を考慮して「1.0」としています。実情と異なる場合は取扱代理店までお問い合わせください。

掛金算出方法(年払)

※「掛金」とは保険料+制度運営費をいいます。掛金のうち、98.5%は保険料、1.5%は制度運営費となりますので、ご注意ください。

ご契約金額(保険金額)1万円に対して**300円**です。

ご注意 減価償却率は、年間20%として計算しています。(最終残価額は10%です)

年間掛金例

| | | |
|----------------------------|----|----------------|
| 2年前に新品で購入した100万円のトランシット時価額 | 料率 | 年間掛金 |
| 100万円 × 1.0 × (1 - 40%) | × | 0.03 = 18,000円 |

ご契約金額(保険金額)は時価額60万円となります。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

損害保険金: 保険の対象(ご契約の対象となる動産)について直接発生した損害について保険金をお支払いします。本契約には、縮小支払特約(80%)が付帯されます。保険金をお支払いする際には、保険金額(ご契約金額)を限度に、損害額の80%をお支払い致します。損害額の20%は自己負担となります。

①

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \times 80\%$$

- ・全損の場合は、ご契約金額(保険金額)が損害額となります。ただし、ご契約金額が、損害の生じた地および時における時価額を著しく超える場合は、損害が生じた地および時における時価額をもって損害額とします。
- ・全損に至らない場合は損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費を損害額とします。ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除したものを損害額とします。

②

残存物取片づけ費用保険金: 損害保険金を支払われる場合、保険の対象の残存物の取片づけ費用をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。

③

引受保険会社が保険金をお支払いするので引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠及び書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

④

損害の拡大防止または軽減のため要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。(保険金額(ご契約金額)から①の損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。)

(注1) 本保険契約では臨時費用保険金不担保特約が自動付帯されるため、保険約款記載の臨時費用保険金はお支払いいたしません。

(注2) 保険金をお支払いした場合、保険金額(ご契約金額)は減額されません。ただし、損害保険金を縮小割合で除した額が1回の事故で保険金額(ご契約金額)に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。

(注3) 最終残価額は10%となります。よって5年以上前にご購入された機器の時価額は購入金額の10%となります。

(注4) 本保険の対象である測量機器は、その動産が製品番号その他の要素により個々に明確に識別確認できるものでなければなりません。同種物件が複数存在する場合、損害が生じた動産が保険の対象であるか否かについて確認する必要があります。

(注5) 保険期間中において、保険の対象である測量機器に買い替え等の変更が生じた場合には、速やかにご連絡願います。ご連絡が遅れますと保険金のお支払いができなくなる場合がありますのでご注意ください。

補償の対象とならない主な場合 以下のような事故による損害は補償の対象となりません。

- 水中・水上(海・川・湖・沼・水路・上下水道等)での使用中(携行中)に生じた損害
- 電気的・機械的事故(火災が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合はお支払いします)
- 修理・清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた事故
- 地震、噴火、地震・噴火による津波
- 戦争・外国の武力の行使その他類似の事変または暴動
- 使用人等の不正行為
- 保険の対象のかしによって生じた損害
- 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性に起因する損害
- 自然の消耗、かび、さび、変質、変色、虫喰い、ねずみ喰い等によってその部分に生じた損害
- 汚損・擦損等、単なる外観上の損傷であって機能に支障をきたさない損害
- 置き忘れ、紛失、万引
- 詐欺、横領

等

Q&A

1 測量士職業賠償責任保険 2 建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険

手続はいつ

- Q** 全部の保険に入らなければいけないのですか？
- A** 実際にやっている業務について、それぞれの保険に任意で加入できます。
- Q** 加入依頼書に下請け含むとあるがどのようなことですか？
- A** 加入依頼書にチェックを付けていただければ協力会社(下請業者)もこの保険の対象(被保険者)とすることができます。ただし、売上高に下請会社への発注分も含めてご契約していただく必要があります。
- Q** 中途加入の場合の手続きは？
- A** 毎月の15日までに手続きいただいた場合、翌月の1日午後4時から補償開始です。掛金は測量士職業賠償責任保険の場合、年間保険料を12分割して「補償開始期分から9月までの残りの月数分」の保険料をお振込みください。建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険の場合、初回2回分をお振込みいただき、以降ご指定の口座より振替させていただきます。

掛金はいつ

- Q** 売上高とは？
- A** それぞれの業務(測量、建設コンサルタント、地質調査)の直近の1年間の売上げ(税込み)です。
- Q** 売上げを証明する書類は必要ですか？
- A** 必要です。客観的に売上高が確認できる資料のご提出をお願いいたします。なお、それぞれの業務(測量・建設コンサルタント・地質調査)について売上の把握が可能でも、該当業務部分の内訳を資料として提出することが困難な場合は、加入依頼書の申告欄記載内容を確認し、同意の上ご加入ください。
- Q** 9月決算なのですか？
- A** 確定している決算(直近の決算)の売上高で手続きください。
- Q** 掛金は、どのように払うのですか？
- A** 支払い方法は①口座振替②銀行振込の2通りございます。

もし事故が起きたら

- Q** もしも事故(賠償請求を受けたり、賠償請求につながりそうな事故が発生した場合)が起きたらどうすればよいのですか？
- A** 事故が発生したときは、①事故発見・発生の日時②事故の場所③事故の状況と推定原因④賠償請求の内容および損害の程度を遅滞なく連絡(東京海上日動火災保険(株)代理店 アークオフィス(担当 弘中 司) Tel:03-5281-3893)してください。
- Q** どのような書類が必要ですか？
- A** 保険金のご請求のために必要な書類(一般的な事故の場合)は、①保険金請求書②業務の契約書・契約約款③事故で問題となっている箇所の写真④事故現場の図面⑤工事請負計画書・工程表⑥ミスの分かる資料(誤った計算・データ・図面等)⑦相手方の損害賠償請求の内容がわかる書類⑧示談書 などで。詳細につきましては、取扱代理店までお問い合わせ願います。

3 測量機器損害保険(動産総合保険)

手続はいつ

- Q** 契約金額(保険金額)はどのように決めるのですか？
- A** 個々の機器ごとに購入価格から年数の経過による減価分(1年間で20%)を控除して決めます。
- Q** 古い測量機器の契約金額(保険金額)はどうなりますか？
- A** 購入後5年以上経過している機器に関しては、購入価格の10%です。

場合によっては

- Q** コントロール用ソフトウェアをPDAにアサインした製品を使用しているのですが？
- A** 残念ですが、ノート型パソコンやPDA等可動型電子機器は保険の対象にすることはできません。
- Q** 測量機器を買い替えた場合には、どのような手続きが必要ですか？
- A** 保険の対象物が変わりますので、保険の対象物を古い測量機器から新しく購入した測量機器へ変更する異動承認請求の手続きが必要です。手続きをされなかった場合には、保険金支払いの対象になりませんのでご注意ください。代理店までご連絡ください。

もし事故が起きたら

- Q** どのような書類が必要ですか？
- A** 保険金のご請求のために必要な書類(一般的な事故の場合)は、①保険金請求書②事故による損害箇所と測量機器全体の写真③購入金額および購入年月日を証明できる書類④修理見積書または請求書 です。また盗難事故の場合には、警察の届出を行ったことを証明する書類をご提出いただけます。

1～3 共通

加入するには

- Q** 加入条件はありますか？
- A** 測量共済会の会員のための制度ですので、まず測量共済会への入会の手続きが必要です。(全国測量設計業協会連合会の構成員は、自動的に会員資格を取得しております。日本測量協会の会員は、任意に入会の手続きが必要となります。)全測連、日測協の会員以外の方は、測量共済会に入会することはできません。
- Q** いつでも加入できますか？
- A** 本来、補償期間は平成24年10月1日午後4時から1年間ですが、中途加入することも可能です(15日までにお手続きいただいた場合、翌月の1日午後4時から補償開始、補償終期は平成25年10月1日午後4時になります)。

※中途加入の詳細については、最終ページをご参照ください。

1 測量業者総合補償制度について

測量業者総合補償制度は東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社、測量共済会を契約者、測量共済会会員を被保険者とする「測量士職業賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款+測量士職業危険特別約款)」「建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款+建設コンサルタント業務・地質調査業務特別約款)」「動産総合保険(測量機器損害保険)」団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、測量共済会が有します。

2 加入について

本制度に加入できる方は、測量共済会の会員企業に限ります。なお、測量共済会へのご加入につきましては、測量共済会まで直接ご連絡ください。保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、終期までは補償を継続することが可能なケースがありますので、お問い合わせ先までお問い合わせください。

3 もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面を取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。損害発生の連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
尚、保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
※加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内の保険金請求のご連絡をいただいた場合には念の為、連絡先の担当者にご旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

4 ご加入の際のご注意

告知義務

加入依頼書に★または☆が付された事項はご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険会社の代理店には告知受領権があります。

通知義務

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

【動産総合保険】

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。

ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご加入の住所等を変更した場合にも取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額(動産総合保険では、損害額×80%)から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

5 その他

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

- このパンフレットは、「測量士職業賠償責任保険」「建設コンサルタント業務・地質調査業務賠償責任保険」「動産総合保険」の概要をご紹介します。

詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

なお、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

加入者票が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

個人情報の取扱いに関するご案内

ご契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に加え、加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ(*)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険株式会社と同社の提携先企業等との間で商品・サー

ビス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

- ④再保険引受会社等における再保険契約等の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険株式会社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご覧ください。

測量共済会 入会お申込み方法

測量共済会は、「会員の福利厚生を推進を実施すること」を目的とし、会員に団体保険や関係団体と協賛している共済事業を案内しております。
測量共済会のサービスをご利用いただく場合、弊会に入会していただく手続きが必要となりますので(社)全国測量設計業協会連合会の会員の場合、同団体が測量共済会の会員となっているため、入会手続きは不要です。)当会までご連絡ください。入会申込書を送付します。

各種保険のお申込み方法

| | 1 測量士職業賠償責任保険 2 測量機器損害保険(動産総合保険) | 3 建設コンサルタント・地質調査業務賠償責任保険 |
|-----------------------|--|--|
| 加入手続 | 加入依頼書・口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、測量共済会まで返送してください。 | |
| 補償(保険)期間 | 平成24年10月1日午後4時～ 平成25年10月1日午後4時まで | 平成24年10月1日午後4時～ 平成25年10月1日午後4時まで |
| 申込(加入)締切日と掛金(保険料)払込方法 | 新規加入 年払/銀行振込み 申込(加入)締切日:平成24年8月31日 掛金(保険料)は銀行よりお振込みください。 | 新規加入 月払/初回2回分銀行振込み 3回目以降口座振替(3回目以降毎月指定口座より引き落としされます) 申込(加入)締切日:平成24年8月31日(銀行振込締切日) 3回目以降の 口座引落開始日:平成24年11月12日(以降毎月12日) (掛金(保険料)3回目以降、毎月指定口座より引き落としされます) |
| | 更新加入 年払/銀行振込み・口座引落し ①銀行振込みにて更新の場合 申込(加入)締切日:平成24年8月31日 ②口座引落しにて更新の場合 申込(加入)締切日:平成24年8月10日(なお、引落口座を変更される場合、締切日は8月3日となります) 口座引落日:平成24年9月12日 | 更新加入 月払/初回から口座引落し 申込通知締切日:平成24年8月10日(なお、引落口座を変更される場合、締切日は8月3日となります) 初回口座引落日:平成24年9月12日(以降毎月12日) |
| 銀行振込先(振込利用の場合) | みずほ銀行 神田支店 普通預金 口座番号:1805212 口座名義:測量共済会 お振込みの場合には恐れ入りますが加入依頼書を測量共済会にFAXのうえ、お振込みのご連絡をお願いいたします。 | |
| 中途加入 | 毎月可能です。 ●締切日:毎月15日 対象掛金(保険料)*の指定口座への振込みおよび、加入依頼書の送付をお願いします。 *補償期間開始日から平成25年9月までの月数分 次年度用の口座振替依頼書も必要ですので送付してください。 ●補償期間 締切日の翌月1日午後4時～平成25年10月1日午後4時 | 毎月可能です。 毎月15日までに、初回掛金2回分をお振り込みいただき、加入依頼書・口座振替依頼書を送付いただく翌月1日より補償開始となります。 |
| 事故発生の場合 | 事故が発生した場合には、遅滞なく下記のお問い合わせ先まで連絡の上、事故の対応についてご相談ください。 | |

●共済掛金には、測量共済会の制度運営費がそれぞれ掛金(保険料)の中に1.5%含まれています。制度運営費は測量共済会の運営維持・募集等の財源に充てられます。詳細は測量共済会までお問い合わせください。

●口座引落不能の場合の取り扱い(詳しくは下記までお問い合わせください)
引落日の月末までに上記の指定口座へ送金いただきます。期日までに送金されない場合は自動脱退となります。

ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前に取扱代理店までご連絡ください。

共済会の入会や共済事業については下記へご照会ください。

●お問い合わせ先

測量共済会

〒162-0801
東京都新宿区山吹町11-1
測量年金会館

直通 03-5281-3886

受付 平日9:00~17:00

FAX 03-5281-3887

URL <http://www.kyosai.org>

●お問い合わせ先

ご担当の取扱代理店へお問い合わせください。

(幹事代理店)

東京海上日動火災保険株式会社代理店
アークオフィス(担当 弘中 司)

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町1-7日本芸社ビル10F

直通 03-5281-3893

受付 平日9:00~17:00

URL <http://www.hoken-no-tetsuduki.info>

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課)

広域法人部法人第三課

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

受付 平日9:00~17:00

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

 0570-022808 (通話料有料)

PHS-IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)